

# 2014年度自治体キャラバン行動・要望書

## 要望項目

### 1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

### (人事財政課回答)

限られた定員の中で能率向上などに取り組み、住民サービスの向上に努めている。非常勤職員については、報酬額の見直しに取り組む予定。

### 2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。) なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

### (保険年金課回答)

保険料は、医療費の動向を見極めながら、適正な賦課に努めているところですが、少しでも被保険者の負担減となるよう、一般会計繰入金につきましては、法定繰入の他、5百万円の定額繰り入れを行っており、保険料減額のために活用しています。保険料の減免につきましては、他市町村等の状況を勘案のうえ、引き続き研究していくことも必要と考えております。一部負担金の減免等につきましては、すでに取扱要綱を制定しており、内容は国基準に沿ったものとしています。なお、減免制度については、今後も広報紙掲載等により周知に努めてまいります。

国民健康保険料の減免については、要綱で減免の範囲について、事業の休廃止、失業、長期入院等により収入が生活保護基準額の120%以下に減少した者と定めていますので、生活保護基準が引き下げられたことにより、減免の基準も下がるものとなります。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

#### (保険年金課回答)

滞納者に対しては、できるだけ納付相談の機会を設けたうえで、短期被保険者証を交付しております。

なお、短期被保険者証世帯であっても、高校生世代までの子どもに対しては、1年間有効の被保険者証を交付しております。資格証明書につきましては、現在のところ交付はございません。

また、差押等の滞納処分については、誓約不履行や再三の催告にも応答がないなど納付の意思が見られない者に対し財産調査等を行っており、滞納者とはできるだけ納付相談の機会を設け、生活状況等に正確に聞き取りするなど適正に対応させていただいており、無財産・生活困窮状態の場合等は、法に基づき滞納処分の停止を行っております。

生活保護受給者に対しては、生活保護担当課と連携のうえ情報を把握するようにし、滞納処分の停止を行うよう努めております。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう務めること。

#### (保険年金課回答)

係員の異動があった場合は、前任者は必ず引継書を作成し、課長及び新任者に渡すようにしております。また、前任者からの引き継ぎの際は、新任者だけでなく他の係員も説明を聞くよう努めております。

国や府からの通知は、その都度係員全員が目を通すよう努めています。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

#### (保険年金課回答)

本町の場合、保険年金課と生活保護担当課とは隣接しており、常に生活相談に応じられる体制であります。今後も両課に関わる重要な通知等については、情報を共有するように努めてまいります。

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもち

ろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

(保険年金課回答)

運営協議会は、河南町審議会等の傍聴に関する取扱要領に基づき公開しており、傍聴することができます。また、会議録については、情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。

- ⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

(保険年金課回答)

保険財政共同安定化事業による拠出超過分については、府特別調整交付金により十分な補填ができるよう、町村会等を通じて大阪府へ要望しているところです。今後も被保険者の負担増とならないよう強く働きかけてまいります。

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(保険年金課回答)

地方単独事業実施に伴う国庫負担金減額措置の廃止については、町村会等を通じて国に要望しているところです。また、ペナルティ分については、大阪府の補助金に加え、一般会計繰入金で補填しています。

- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

(保険年金課回答)

無料低額診療事業については、大阪府のホームページにも掲載されております。本町でも窓口カウンターに、無料低額診療事業を実施している実施医療機関名簿を置くように検討します。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(健康づくり推進課回答)

特定健診では、国基準の内容だけではなく、追加健診として総コレステロール、尿酸、クレアチニン、貧血検査や希望者には心電図、眼底検査を無料で実施しています。集団検診では、結核・肺がん検診として胸部レントゲン検査も同時実施をしており、疾病の早期発見に務めています。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(健康づくり推進課回答)

集団健診では、特定健診と肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮頸がん検診・肝炎検査を同時実施しており、一部医療機関健診では、肝炎ウイルス検査、子宮頸がん・乳がん検診を同時に実施しています。

また、費用については、受益者と非受益者間の公費負担の公益性等を確保する観点から一部のがん検診について、費用負担をしていただいています。

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

(保険年金課回答)

人間ドックについては、指定の実施機関で受診される場合には、一般総合健診・婦人総合健診・脳総合健診に対して、半額助成を実施しています。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

(健康づくり推進課回答)

集団健診は、土曜日と日曜日の2日間を含む12日間実施しており、町内巡回バスも臨時便を出すなど、できるだけ多くの人々が利用しやすいよう配慮しています。

#### 4. 介護保険について

- ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1 や 0.2 などを作る。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得 200 万円と 400 万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

(高齢障がい福祉課回答)

本町における第5期の介護保険事業会計は、まだ明らかにできる段階ではありませんが、かなり厳しい内容となる見込みです。

また、第6期介護保険料の設定については、国で低所得者の軽減措置を考えており、さらなる多段階化や負担割合については、今後の計画策定推進委員会等での対応になると考えています。

なお、介護保険法により、一般会計が負担する繰入額は定められています。低所得者の国負担での介護保険料軽減については、引き続き、国に対して、町村長会を通じて働きかけていきます。

- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること

(高齢障がい福祉課回答)

引き続き、国に対して、町村長会を通じて働きかけていきます。

- ③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等)を明らかにすること。

(高齢障がい福祉課回答)

平成26年3月末時点で要支援者の訪問介護44人、通所介護が47人です。予防給付の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行につきましては、今後示される予定の国のガイドラインを参考に取り組んでまいります

また、地域支援事業の受け皿の整備については、市町村規模や地域の実情によっても色々な課題があると認識しており、できるだけ円滑な移行に向けて取り組んでいきます。

- ④ 利用者負担割合を引上げなこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

(高齢障がい福祉課回答)

引き続き、国に対して、町村長会を通じて働きかけていきます。また、補足給付の資産要件については、その把握が難しいことから判断基準や具体的な取扱いを早期に示される必要があると考えます。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

(高齢障がい福祉課回答)

第4期介護保険事業計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備に取り組み、平成24年4月に開設致しました。高齢者住宅につきましては、現在のところ、町内にはありませんが、今後必要に応じて、大阪府へ要請してまいりたいと考えております。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(高齢障がい福祉課回答)

本町では、大阪府の「訪問介護に関するQ&A」を基本としており、町独自のローカルルールはありません。また、サービスの内容については、個々の状況に応じて対応しています。

- ⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

#### (高齢障がい福祉課回答)

本町は町域全体を1つの日常生活圏域としており、計画策定にあたっては学識経験者や医療、保健、福祉関係者等で組織する計画策定委員会を設置しています。また、地域包括支援センターは直営で設置しています。

### 5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

#### (高齢障がい福祉課回答)

基本的には、介護保険サービスで対応可能な場合は介護保険サービスを優先することを原則としているが、障がいの状況やニーズを踏まえ、障がい福祉サービスでの支援が必要な場合は、地域生活支援事業分も含め支給決定を行っています。

また、重度の障がい者の方には、介護保険サービスで支給量が足りない場合も想定し、すぐに、障がい福祉サービスが支給できるように、積極的に障害支援区分認定を行っています。

- ② 64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

#### (高齢障がい福祉課回答)

今後の国の動向により、対応したいと考えています。

### 6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。
- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。
- ④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。
- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。
- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

#### (高齢障がい福祉課回答)

生活保護については、富田林子ども家庭センターが事務を行っていますが、本町へ相談に来られた場合については、早期に対応できるよう、同センターとの連絡調整に務めています。

#### 7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1)全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2)1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3)831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

#### (こども1ばん課回答)

本町では、平成25年4月1日より、中学校修了まで通院を拡充し、子ども医療費助成は、入院・通院とも中学校修了時までとなり、また、助成に対しての所得制限はありません。無料化については、府内、近隣の動向を見ながら検討してまいります。大阪府への要望については、町村長会を通じて、府内市町村ごとにサービスの内容が異なる状況にあるので、住民がどの市町村においても一定水準のサービスを受用できるよう、大阪府が統一的に事業実施を推進すること等の要

望を行っております。

②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(健康づくり推進課回答)

平成22年度 14回 47,360円

平成23年度 14回 51,200円

平成24年度 14回 92,100円

平成25年度からは南河内郡の健診費用を参考に 14回 116,840円と増額し助成しています。今後も、積極的な妊婦健康診査の受診を促すことにより、母体や胎児の健康を確保し、安全・安心な出産の確保を図るよう努めたいと考えています。

③ 就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3 倍以上とし所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

(教育課回答)

第1点目については、本町では、生活保護基準1.3倍未満としています。また、世帯の総所得金額から社会保険料等を控除した額が基準に該当するかを確認し認定を行っています。

第2点目については、本町では従来からご要望のとおり実施しています。さらに、手続きが遅れた場合でも、経済的困窮の状況等によっては遡及認定を行うなどの配慮も行っていきます。

第3点目については、6月に入って所得証明書が入手でき次第、認定事務に取りかかり、毎年7月初旬には第1回の給付を行うこととしています。

第4点目ですが、25年8月1日より実施された生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度の取り扱いについては、平成25年5月27日付け文書で通知のありましたとおり、国による要保護児童生徒援助費補助金については、8月以降に新たに認定を行う場合であっても、生活扶助基準の見直し前の基準であれば、要保護者であると各市町村教育委員会において判断できる場合は、補助の対象とされることから、本町の準要保護者に対しても、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられないよう25年8月以降に新たに認定を行う場合、生活扶助基準の見直し前の基準であれば、準要保護者であると教育委員会において判断できる場合は、認定対象として取り扱うこととしました。

また、26年度の認定基準も生活扶助基準の見直し前の基準で認定審査を行うこととしました。このため、影響は生じていません。

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(こども1ばん課回答)

子育て世代の支援施策につきましては、現行の諸手当の給付、医療費助成、おやこ園（子育てセンター）の利用促進などサービスの提供に鋭意努めています。ご要望の「家賃補助」につきましては制度化の予定はございませんが、今後も引き続き子育て支援の施策推進に努めたいと考えています。

- ⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(こども1ばん課回答)

ご要望の、独自の「こども手当」につきましては、制度化の予定はございませんが、今後も引き続き子育て支援の施策推進に努めたいと考えています。

- ⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

(学校給食センター回答分)

本町では、平成26年9月から給食センターで完全給食・全員喫食で開始します。

- ⑦ ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

(秘書企画課回答分)

本町の人口流入流出について過去10年間の動向をみますと、平成16年度からしばらくは住宅開発等により転入が転出を上回っていましたが、平成20年度からは一転して転入が減少傾向になりました。しかしながら安全・安心・安住のまちづくりや教育・子育て支援充実の取り組み等により、平成23年度から転出が減少し、社会減は縮小しているという状況です。

次に本町では、安心・安全・安住のまちづくりを目指して、防災・防犯の取り組み、通学路法定速度遵守契約の推進、地域公共交通の充実などの取り組みをすすめています。

また、教育・子育て支援として、小学校の統合など教育環境の充実、新たな保育園の運営による待機児童の解消、充実した子ども医療費や妊産婦健診の助成など、安心して子育てができるまちづくりをすすめ、若い世代の定住をはかっています。